

# デュッセルドルフ交流サポートセンター竹 定款

## 第1章 名称と所在地

本協会は社団法人デュッセルドルフ交流サポートセンター竹（ドイツ名：Japanisches Begegnungs- und Hilfsnetzwerk TAKE e.V.）と称する。本協会は2006年10月11日に設立された登記社団法人であり、その所在地をデュッセルドルフ市とする。

## 第2章 目的

本協会は当国に在住する邦人が互いに助け合い、心豊かに生活して行くための環境を作ることを目的とする。その一環として、日独両国の文化的な差に起因する諸問題に邦人高齢者が対処できるよう、世代を超えた支援ネットワークを築き、その目的に沿った様々な活動を行う。同時に両国間の相互理解を深め、両国民の友好親善を図るため様々なイベントや活動を展開することにより文化交流を促進する。

本協会は課税優遇目的の意味における公益を追求し、私利にとらわれず活動することを基本とし、経済的な利益追求を目的とするものではない。協会の資金は定款に規定されている目的のためにのみ使用される。

## 第3章 会員資格と入会

本協会の会員は普通会员と法人会員からなる。

入会希望者は申込書を提出し、理事会の書面による確認を以って入会とみなされる。

## 第4章 会員資格の消滅

会員資格は死亡、退会、または除名によって消滅する。

退会は、理事会に各4半期の遅くとも2週間前に書面で退会願いを提出することにより可能となる。除名は、会員総会によりその出席者および代理者の4分の3の大多数をもって決定される。

## 第5章 会費とその他の義務

会費の金額および納期は会員総会により決定される。

会員は協会の資金よりなんらの供与も受けない。

本協会の目的のために名誉職（ボランティア）として活動する会員には、それが目的にかなっていると証明された場合のみ、実際に生じた必要経費の立替分が支弁される。報酬は認められない。

本協会は何人にも協会の趣旨に沿わない支出、あるいは過度に高額な報酬により利益を図ってはならない。

## 第6章 組織構成

本協会は理事会と会員総会からなる。

## 第7章 理事会

理事会は少なくとも1名の理事長と2名の理事長代理から構成される。

本協会は、裁判上および裁判外においても理事会の代表2名、うち1名は理事長または理事長代理により代表される。

理事は会員総会において選出され、その任期は2年間とする。但し、後任の理事が選任されるまでは、任期満了後も理事として留任する。

理事は名誉職として業務を執行する。

## 第8章 会員総会

通常会員総会は毎年年初3ヶ月以内に招集され、会費の金額、理事会の解散および理事の選出、さらに定款の変更を決定する。

理事会は何時でも必要に応じ臨時会員総会を招集することができる。また会員の3分の1の要請がある場合臨時会員総会を招集する義務を負う。理事会は召集連絡を、会員の最終届出住所に送付する。

各会員は投票権を1票保有する。書面による投票権の委譲は認められる。委譲を受ける会員は委譲票1票にのみ限定される。規定通りに召集されたすべての会員総会は決議権を保有する。会員総会の決議は、国内法または定款で特に定めない限り、投票数の過半数をもって行われる。

会員総会の連絡には議題を明記し、会員の最終届出住所に開催の4週間前までに理事会が書面で送付する。

## 第9章 議事録

会員総会の議事録は、理事もしくは理事会により選出された人物により作成され、理事が署名をする。

## 第10章 協会の解散

本協会の解散決議は、この目的のためにその1ヶ月前に召集された臨時会員総会において、出席者の4分の3以上の票が得られた場合に成立する。

本協会の解散、終結、または目的の一部消滅の場合は、その財産はデュッセルドルフ・ディアコニー”*Leben im Alter Zentrum Oberkassel*”に寄付される。受領者はその財産を公益かつ福祉のためにのみ使用することを定める。

デュッセルドルフ 2012年11月9日 改正